

第三次産業ゼロ災記録証授与制度《ご案内》

一般社団法人福島県労働基準協会

〒960-8035 福島市本町5-8 福島第一生命ビル2F

TEL024-522-6717・FAX024-522-6724

<http://www.fukurou.or.jp>

第三次産業における中小規模事業場の自主的安全衛生活動を促進し、労働災害をゼロとすることを目的として「第三次産業ゼロ災記録証」の授与を行います。

表彰の対象となる事業場

医療保健業・社会福祉施設・旅館業・小売業・飲食店など、第三次産業に属する事業場(ただし、電気・ガス・熱供給・水道事業、運輸業を除く)で、1事業場の労働者数が10名(複数店舗を一括申請して10名以上でも可)以上100名以下の事業場。

ゼロ災記録の基準

ゼロ災記録の基準となる日数は、労働者数により別表のゼロ災記録日数に応じた3段階とします。

ゼロ災記録の起算

ゼロ災日数は、平成30年1月1日又は平成30年1月1日以降に業務上の死亡災害又は休業災害(休業1日以上)の災害をいい、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害の対象となる不働災害を含む)が発生した日の翌日または起業した日を起算日とします。ただし労働の行われなかった日は、算入しません。

労働者数の算出

労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとします(ただし、下請事業場や派遣事業場の労働者は含みません)。労働者数はその期間中の毎月末日現在の労働者数の平均(労働者数の合計を月数で割り、小数点以下切捨てる)をもって、その事業場の労働者数とします。

ゼロ災記録証の申請方法

申請書(別紙様式1・1-2)を2部作成し、各地区労働基準協会に申請願います。10人以下の事業場で複数店舗を一括申請する場合は、事業場の内訳書(別紙様式2)も添付願います。

※申請書は当協会のホームページよりダウンロードできます。(Excel形式)

ゼロ災記録証の授与

ゼロ災記録証の授与は、偶数月の20日までに申請を受理したものに対し、翌月1日付けで一般社団法人福島県労働基準協会の会長名をもって行い、各地区労働基準協会から事業場へ伝達授与するものとします。

※一旦授与されたゼロ災記録証について、再度同一の日数で達成した場合は授与いたしません。

別表

第三次産業ゼロ災記録日数表(日)

規模区分	10人~29人			30人~49人			50人~100人		
	種別	銅賞	銀賞	金賞	銅賞	銀賞	金賞	銅賞	銀賞
日数	200	400	800	175	350	700	150	300	600